

坂戸市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 1 月
(最終改訂 令和8年7月)

坂 戸 市
坂戸市教育委員会

目 次

はじめに	- 1 -
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	- 2 -
1 坂戸市基本方針の策定	- 2 -
2 いじめの定義	- 2 -
3 いじめの理解	- 3 -
4 いじめの防止に対する基本的考え方	- 4 -
(1) いじめの防止に対する基本的考え方	- 4 -
(2) いじめの未然防止	- 4 -
(3) いじめの早期発見	- 5 -
(4) いじめへの対処	- 5 -
(5) いじめの解消	- 5 -
(6) 家庭や地域との連携について	- 6 -
(7) 関係機関等との連携について	- 7 -
(8) 保護者の役割について	- 7 -
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	- 8 -
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	- 8 -
(1) 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置	- 8 -
(2) 坂戸市教育委員会の附属機関の設置	- 8 -
(3) いじめの防止等のための施策	- 8 -
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	- 12 -
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	- 12 -
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	- 13 -
(3) いじめの防止等のための施策	- 14 -
3 重大事態への対処	- 19 -
(1) 重大事態の定義	- 19 -
(2) 重大事態の対処の流れ	- 19 -
(3) 教育委員会又は学校における対処	- 20 -
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	- 23 -
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	- 25 -
1 いじめ防止基本方針の見直し	- 25 -
【参考】いじめ対策に関する法律や国の通知	- 26 -

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、実際にそのような事案が全国的に発生しており、社会問題となっている。

このような中、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)が施行され、平成25年10月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

これを受け、埼玉県でも、法第12条に基づき、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を定めたところであり、これを受け、本市においても、国及び県の基本的方針(以下「国及び県基本方針」という。)を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「坂戸市いじめ防止基本方針(以下「本基本方針」という。))」を策定した。

また、国にあっては平成29年3月に、県にあっては平成29年7月に、国及び県基本方針が改定され、これに伴い、本基本方針を平成30年3月に改定した。

その後、文部科学省は、令和4年12月に生徒指導に関する学校及び教職員向けの基本書である「生徒指導提要」を改訂し、令和5年2月には「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」を周知し、さらに令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂した。

また、令和6年11月には坂戸市いじめ問題調査審議会から「坂戸市におけるいじめ防止基本方針の見直しと実効化に向けて」の提言があった。

本市ではそれらを受け、2回目の改訂を行うこととした。今後もいじめ対策を進めていく中で、必要に応じて内容を見直すこととする。

なお、本基本方針において、学校とは坂戸市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和41年坂戸町条例第10号)の規定に基づく小・中学校をいう。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本市では、法の趣旨を踏まえ、国及び県基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を定める。

本基本方針は、坂戸市教育振興基本計画の基本理念でもある「学び合い交流する人づくりのまち」の実現に向け設定した同計画の基本方針「自ら道を切り拓き、社会で自立する『生きる力』を育む教育」と関連している。その基本方針に基づき、学校教育では、「子どもの学びと成長の支援」を基本方針とし、「児童生徒一人一人を大切に教育」「『学び』を重視する教育」「学校・家庭・地域が連携・協働する教育」の推進を目指しているため、本基本方針ではこれらの視点を重視するものとする。

これらを踏まえ、本基本方針には、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組み、啓発活動や学校における取組を具体的に定める。これらの取組の実効性を高めるため、PDCA サイクルを導入することにより、本基本方針が本市の実情に即し機能しているか常に点検を行い、必要な見直しを行うものとする。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを判断するにあたっては、次の事項に十分留意するものとする。

- ① 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、十分な事実確認に基づき、被害児童生徒の立場に立ち判断するものとする。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件が限定的に解釈されることのないよう、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し確認するものとする。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。等

③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく学校いじめ対策組織を活用し、組織的に行う。

④ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等に当該児童生徒が関わっている仲間や集団など当該児童生徒との何らかの人的関係を指すものとする。

⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのようなことを知らない場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースであっても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ適正な対応を行うことが必要である。

さらに、好意から行った行為が結果的に意図せず相手側の児童生徒の心身に苦痛を感じさせてしまった場合でも、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

⑥ いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な場合も含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることを基本とする。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、いじめの対象が入れ替わりながら多くの児童生徒が被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止に対する基本的考え方

(1) いじめの防止に対する基本的考え方

人は互いの人格を尊重し、互いに敬い、認め合い、他者の人権を軽んじてはならない。いじめられた人は一生忘れることができないほど深く傷つく。児童生徒のみにとどまらず、大人を含め、全ての人が「いじめは絶対に許されない、許さない」という強い意思を持ち、いじめをなくすよう努めていくことが重要である。

また、学校におけるいじめ問題への対応を行う際には、本市が推進する教育に立ち返る必要がある。

「児童生徒一人一人を大切にする」ためには、「児童生徒の目線に立つ」「共感的に関わる」「全ての児童生徒が安心・安全に過ごせる居場所をつくる」ことが重要であり、上から目線で「教え」、「管理する」のではなく、逆に児童生徒の素直で鋭い感性から学ぶという姿勢をすべての教職員が取らなければならない。教職員が常に「児童生徒主体で考え」、「児童生徒の意見に耳を傾ける」ことで、いじめを生まない学校風土がつくられていく。

『学び』を重視する」ためには、授業の充実に取り組むことが必要である。教員は、児童生徒に一方的に知識を施すといった従来型の役割だけではなく、児童生徒同士が安心した環境の中で対話し、課題解決のために協働できる環境をつくる役割も担っている。そのためにも、教職員自身が同僚性を大切にし、教職員間で支え合い、協働することが重要である。

「学校・家庭・地域が連携・協働する」ために学校は、家庭との連携を重要なものと捉え、児童生徒を真ん中において学校と家庭が異なる役割や立場を保ちつつ、連携を深めていくことが大切である。また、学校社会のみに閉ざされた生活となることなく、学校を開き、地域との信頼関係づくりを進めていくことも重要である。

このような視点を持ちながら、以下の対応を進めていくものとする。

(2) いじめの未然防止

根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある要因（教職員や保護者のかかわり方、不用意な言動や指導の仕方、しつけ等）に着目し、その改善を図ることが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは教職員や大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいものである。教職員はそのことを認識したうえで、普段から児童生徒に向き合い、児童生徒の発する小さなサインも見逃さないよう、意識の中にいじめではないかとの視点を持って、注意深く観察を徹底する必要がある。一方で、児童生徒が自分の意見を安心して表明できる機会や場所を設けることも重要である。児童生徒にとって、「自分の意見が大切にされる」、「言いたいことが言える」といった安心できる環境が、いじめの早期発見につながる。

教職員は、いじめについて危機意識をもって、あらゆる情報収集に努め、いじめの疑いがある場合は、早い段階からいじめに関する情報を同僚の教職員や管理職に報告する必要がある。疑いの段階から組織的な対応を行い、いじめの定義に基づき、積極的にいじめを認知することが重要である。

また、定期的なアンケートや教育相談を実施するとともに、電話相談窓口の周知により、児童生徒・保護者等がいじめを訴えやすくする体制を整える必要がある。加えて、家庭及び登下校の見守りや学習支援ボランティアなどの地域の方々と連携しながら児童生徒を見守ることも大切である。

(4) いじめへの対処

- ・ いじめやいじめの疑いを把握したら、速やかに同僚や管理職に報告する。
- ・ 把握の経緯が、いじめられている又はいじめられている可能性のある児童生徒やその保護者からの相談である場合は、気持ちに寄り添いながら話をよく聴き、該当の児童生徒を守ることを優先する。
- ・ 聴き取ったいじめの訴えを、組織で共有し対応方針を検討する。児童生徒の相談の窓口になることが多い担任等が個人で解決しようとする、事態が深刻化する場合もあるため、組織で対応することが重要である。そのうえで、いじめたとされる児童生徒等に対して組織で事情を聴くなど事実確認を正確に行い、いじめの定義に沿っていじめを認知する。
- ・ その後、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者への対応を組織で検討し、対応を行うことが必要である。
- ・ 加害児童生徒だけでなく、関係する児童生徒、学級学年の児童生徒等についても、被害児童生徒やその保護者の意向を確認したうえで、適切な指導を行う。

いじめが当初の指導で解決したと見られる場合でも、大人が気付かない所で続いていることが考えられる。従って、児童生徒の生活の様子を継続的に観察し、家庭と連携しながら見届け、いじめの解消を確認することが必要である。

(5) いじめの解消

いじめの解消においては、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を目指し、全ての児童生徒が好ましい生活を取り戻し、新

たな活動に踏み出すことを目標とする。そのため、日頃から児童生徒が、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような取組みを進めていくことが重要である。

なお、いじめが解消している状態とは、少なくとも次の要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要と判断される場合は、上記期間にかかわらず、坂戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校いじめ対策組織の判断により、期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいないまたは再発した場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められることが重要であり、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認することが必要である。

いじめの解消は上記2要件を満たす場合であることから、謝罪を行ったことをもっていじめが解消したと判断してはならない。また、謝罪の場を持つ場合は、被害児童生徒やその保護者の意向をよく確認するとともに、加害児童生徒側にも十分な説明を行った上で実施する必要がある。

そして、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。また、地域及び関係機関が学校内外で得ている情報も積極的に収集し、いじめの再発について確認していくことも重要である。

（6）家庭や地域との連携について

いじめ防止のための対策は、学校、家庭及び地域が連携し、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。そのために学校は、いじめ防止に関する方針について保護者への説明や、地域への発信を通して、学校が実施する取組の理解を得ておくことが重要である。学校は、家庭や地域と連携することでいじめ防止の取組を効果的に行える場合は、取組のねらいや内容を明確にしたうえで家庭や地域に協力を求めることも必要である。

また、家庭・地域のいずれにおいても、児童生徒のいじめに係る情報を把握した者は、該当の児童生徒が在籍する学校へいじめに係る情報を通報する必要がある。通報する者は、個人情報やプライバシーの問題も含め、情報を慎重に取り扱うことが重要である。

(7) 関係機関等との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導・支援だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、関係団体等）との適切な連携が必要であり、平素から担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(8) 保護者の役割について

保護者は、子の教育について第一義的責任を有しているので、子がいじめを行うことがないように家庭内で必要な教育を行うよう努めるとともに、子がいじめを受けた場合は、適切にケアを行う必要がある。また、学校などが行ういじめ防止のための取組に協力することも求められる。

学校も保護者に対し、児童生徒のより良い成長のため、各種たよりや、保護者会といった説明の機会を利用して、いじめの定義やインターネット上におけるいじめの実態などといった、いじめ防止に係る内容の啓発等を行っていく必要がある。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する情報を共有し、関係機関・団体と連携を図り、いじめ防止等の対策を推進するため、坂戸市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。委員は、学校の校長、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、学識経験者等とする。

(2) 坂戸市教育委員会の附属機関の設置

(いじめ問題調査審議会)

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、本基本方針に基づく対策を実効的に行うための附属機関として、坂戸市いじめ問題調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する知識経験を有する者とする。

なお、法第28条に規定する重大事態に係る調査主体が学校の設置者となった場合、この附属機関が調査を行うこともできる。

(3) いじめの防止等のための施策

市は、次に掲げるいじめの防止等のための対策を総合的に推進する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。いじめについての各施策は「坂戸市教育委員会学校教育グランドデザイン」にも位置付けて取り組むこととする。

① いじめの防止に関する事項

ア いじめ防止に係る啓発活動の推進

埼玉県が毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」としていることを踏まえ、市でも毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組む機会にするため、広く市民にいじめの防止に資する啓発活動を推進する。

イ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。特に、児童生徒がいじめの問題を自分の

こととして捉え、考え、議論することができる道德教育を推進する。

また、他者と多様性を認め合うことがいじめの防止に資することを踏まえ、学校において、児童生徒が自分の大切さに気付くとともに心の通い合う人間関係を構築できるような授業を推進する。

加えて、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる心、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

このほか、児童生徒がいじめについての理解を深め、いじめ防止に向けた行動をとれるように、弁護士によるいじめ防止の授業の実施を推進する。

ウ 児童生徒の主体的な活動の充実

学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考えたり、いじめ撲滅を呼びかけたりする活動の充実を図る。教育委員会は、好事例などの情報を学校に示し、活動を推進するための支援を行う。

エ 教職員の資質向上

全ての教職員の資質向上を図るため、いじめの防止等に関する研修会を教育委員会と学校がそれぞれ実施する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許す又はいじめを助長することはあってはならない。

② いじめの早期発見に関する事項

ア 実態把握

いじめを早期に発見するため、学校では児童生徒を日頃から注意深く観察するとともに、児童生徒に対する定期的なアンケートや定期又は臨時の個人面談の実施を推進する。アンケートの実施に際しては、学校で記名式だけではなく、無記名式、家庭に持ち帰り保護者と相談しながら記載する方式、学習用端末を活用する方式など、児童生徒が回答しやすいような方法の併用実施を推進する。

また、保護者や地域からの情報提供に速やかに対応できる体制を整備する。

イ 教育相談体制の整備と周知

児童生徒及び保護者並びに学校の教職員に対し、スクールカウンセラー及びさわか相談員の学校配置や、スクールソーシャルワーカーの教育委員会配置等により、いじめに関する相談体制を整備する。加えて、弁護士が、児童生徒や保護者からのいじめ相談を受けたり、学校からの相談に対して法的な助言を提供できたりする体制を整備する。

また、坂戸市立教育センターや埼玉県などが実施する相談窓口等を広く周知する。

教育委員会は、全ての児童生徒が個人として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重され、児童生徒の最善の利益が優先して考慮されるよう学校に促す。教職員一人一人が児童生徒の悩みを受け止められるようにな

ることで、児童生徒が安心してＳＯＳを出すことのできる環境整備に努める。また、学校における「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進し、児童生徒自身が心の変化や危機に気が付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことにも取り組んでいく。

ウ 校内体制の整備と教職員の負担軽減

教育相談をコーディネートする教職員を育成し、いじめに適切に対応できる校内体制を整備する。また、校務支援システムの導入、水泳指導の民間委託、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置等により教職員の業務の負担軽減に努める。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず家庭や学校を含めた地域社会に多大な被害を与える可能性があることから、その影響範囲は、非常に深刻なものだと言える。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携体制を整備する。

インターネット上のいじめに対し、児童生徒がその防止及び効果的な対処ができるよう、学校において外部講師を活用した情報モラル教育を実施する場合は、保護者の参加を促していくことも必要である。また、児童生徒自身が学校でインターネット利用のルールを話し合ったり、家庭でルールを話し合ったりすることを推奨する。

③ いじめの対応に関する事項

ア いじめに関する措置

(いじめに対する措置)

第２３条第２項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(ア) 教育委員会は、法第２３条第２項に規定する学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じるよう指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

教育委員会の指導主事等は、日頃から、いじめについての知見を深めておく必要がある。学校が現場の対応に追われ、いじめ対策が取れないような場合は、指導主事等を通じた指導や助言を学校に行い、組織的に有効ないじめ対策が取れるように促す必要がある。また、教育委員会が単に指導

や助言を行うというだけではなく、学校からも指導や助言を求められる関係を常日頃から学校との間に築いておく必要がある。

（出席停止制度の適切な運用等）

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（イ） 教育委員会は、必要と認めるときは、法第26条に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、坂戸市立小・中学校児童生徒の出席停止の命令の手続きに関する規則（平成14年教育委員会告示第10号）の各条に規定する手続きを経て、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒又はその他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を速やかに講じる。

ただし、いじめの加害児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

イ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携

（ア） いじめが起きた場合には、被害児童生徒や、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対し事情や心情を聴取し、再発の防止に向け適切かつ継続的に指導及び支援するため必要な措置を講じる。

また、これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導や助言を行う。

（イ） いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要な事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案があることから、これらの事案の処理にあたっては、被害児童生徒又はその保護者の意向を踏まえ、学校と警察との連携を図ることができるよう教育委員会は必要な措置を講じるとともに、学校に対する指導や助言を徹底する。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、学校いじめ対策組織を中核として、協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、法第13条に基づき、国、県基本方針及び本基本方針を参酌し、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。学校基本方針には、いじめ防止に対する基本的な考え方、いじめの防止に対する取組、いじめの早期発見、いじめ事案への対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめ防止年間計画などいじめの防止等全体に係る内容を定めることが想定される。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止にもつながる。
- ・加害児童生徒への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒の変容のための適切な指導や支援につなげる。

なお、学校基本方針の策定又は見直しにあたっては、次の点に留意する。

ア 本基本方針「第1章4の(1)いじめの防止に対する基本的考え方」の内容を参酌する。

イ 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組が計画的に行われるよう、具体的な指導内容を年間計画として定めることが必要である。

ウ 学校基本方針では、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処の在り方を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、学校いじめ対策組織の活動を具体的に記載するものとする。

エ 加害児童生徒に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめで被害児童生徒が傷ついていること、いじめは被害側にとって非常に大きな影響があるものであることを深く理解させることとともに、加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える背景にも目を向け、再発防止に向けた継続的な指導や支援を組織的に行っていくことの記載も重要である。

オ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているか学校いじ

め対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

カ 学校評価の観点に学校基本方針と関連する、「児童生徒が互いを尊重し、支え合う学級づくりの推進」、「ペアやグループでの協働的な学習活動の実施」、「特別の教科道德の授業の充実」、「SOS の出し方やいじめ防止等の授業の実施」、「教職員は、児童生徒一人一人を大切にし、温かい雰囲気の中で接している」、「教職員は、児童生徒や保護者への対応において、話をよく聴くことや受容することを中心とした教育相談的対応に努めている」、「教職員間で気になることや心配なことを伝えられる風通しのよい職場である」等を位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

キ 策定又は見直しに当たっては、自校の課題の洗い出しを行い、教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。

ク 策定又は見直しに当たっては、方針の検討段階から学校運営協議会委員や必要に応じて保護者等の参画等を得た上で、地域の実情に即した学校基本方針となるよう努める。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定又は見直しに際し、学級活動や児童会・生徒会活動等においていじめについて扱い、児童生徒によるいじめ防止の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な活動が確保できるよう留意する。

なお、策定又は見直しをした学校基本方針については、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるよう措置を講じる。また、その実効性を高めるため、学校基本方針の内容を児童生徒や保護者に入学時や各年度初め等において、全校集会や学級指導、保護者会などの機会を活用して必ず説明する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成し、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。ただし、学校いじめ対策組織を構成する際には、「企画会議」、「生徒指導部会」等既存の組織を活用することができる。

これにより、特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による多角的な状況の見立てが可能となるものである。

なお、学校いじめ対策組織は、学校の管理職や教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、部活動顧問、さわやか相談員などから学校の実情に応じて決定し、対応すべき内容に応じて柔軟に人員を組み替えられる組織とする。さらに、

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教職員・警察官経験者など外部の専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫するものとする。

学校いじめ対策組織の具体的な役割は、概ね次のとおりである。

ア いじめの未然防止

- ・いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの早期発見・事案対処

- ・いじめの相談や通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制、対応方針の決定及び保護者との連携対応を組織的に実施する。

ウ 学校基本方針に基づく各種取組

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び見直しを行う。
- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関する校内研修を企画し、実施する。
- ・複数の教職員が個別に把握した情報や、進学や転学の際に学校間で引き継いだ情報を個別の児童生徒ごとに記録し、情報の集約と共有を図る。
- ・学校基本方針が実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査の組織として、学校がその調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（3）いじめの防止等のための施策

いじめは、いつ、どこで起こるのか予測が難しく、また、誰もがいじめ加害側、被害側になる可能性を秘めている。そのため、いじめに該当するかについては、児童生徒間の人間関係に大きな影響を与えることを理解した上で、教育活動全体を通じ、児童生徒一人ひとりが認められ、お互いを思いやることのできる学校づくりに努める。

特に、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組む。

① いじめの防止に関する事項

ア 発達支持的生徒指導

全ての教職員が、「社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認した上で、児童生徒が「多様性を認め、他者を尊重し、互い

を理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけを、日常の教育活動をとおして行う。学校は、多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりや、児童生徒間に対等で自由な人間関係が築かれ、自己信頼感が育まれる環境づくりに取り組む。

イ 人権教育、道徳教育、体験活動等の充実

いじめ防止の観点から、豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた取組の計画の策定に努め、年間を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。このような取組を行う際には、教員が話す時間を短くするなど工夫し、児童生徒が話し合い、活動する時間を確保することが大切である。

また、弁護士によるいじめ防止授業や学級活動等においていじめの防止に関する指導の徹底を図る。

ウ 人権侵害に対する教育の徹底

児童生徒に、いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されない行為であることを深く理解させる。特に、障害のある児童生徒、外国人児童生徒、LGBTQなどへの教育的配慮を徹底し、該当児童生徒がいじめの対象とならないよう他者に対する思いやりの心を醸成する。

エ 児童生徒の主体的な活動の支援

「いじめ撲滅宣言」を作成する活動等、児童生徒の主体的な活動を支援し、児童生徒一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、互いに認め合える人間関係や学校風土の醸成に努める。

オ 教職員の資質の向上

いじめの防止等に関する研修を通じ、教職員の資質の向上を図る。

具体的には、教職員の人間関係づくりとコミュニケーション能力の向上のため、ロールプレイ研修やアサーティブ・トレーニング、グループワークなどを取り入れた研修の充実を図る。

カ 家庭・地域との連携

自校の学校基本方針の内容や学校生活の状況、いじめの実態等について積極的な情報発信を行い、学校と家庭及び地域が一体となったいじめの防止体制の構築を図る。

キ 学校基本方針に基づく取組状況等の学校評価

学校は、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、学校基本方針と関連する学校評価の項目を設定するとともに、その項目に対する評価の観点を明確にして取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に努める。あわせて、評価結果を踏まえ、当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者による評価を行う。また、学校は児童生徒を対象とした学校生活アンケート等を実施し、児童生徒の状況の把握に努めることも重要である。

ク 学校運営協議会との連携・協働

学校は、学校運営協議会委員に対し当該学校のいじめに係る状況及び対策について伝えるとともに、連携及び協働による取組を進める。

② いじめの早期発見に関する事項

ア 実態把握

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階か

らの的確にかかわりを持つことができるよう、児童生徒を日頃から注意深く観察するとともに、定期的なアンケートや教育相談等を実施する。

アンケートを実施する際は、児童生徒だけでなく保護者へのアンケートを実施することも有効であるため、実施を検討していくことも重要である。

イ 情報の収集と共有化

学校はあらゆる機会を通じ、いじめに関する情報収集（些細な兆候を含む。）に努めるとともに、教職員は、いじめの情報を抱え込むことなく、いじめが疑われる事案を含め学校いじめ対策組織へ報告を行い、関係する教職員がその共有化を図り、いじめの早期発見と早期解消に努める。

特に、教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを念頭に対応する。

ウ 相談体制の整備

教職員は、アンケートや個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に伝えることは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、学校は、児童生徒が「困った、助けて」とSOSを安心して発信できる雰囲気醸成と、そのSOSを適切に受け止め、迅速に対応できる体制を整備する。

このような援助希求を促すために、教職員は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努めなければならない。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめに対し、学校は外部講師を活用した情報モラル教育を実施し、児童生徒の意識の向上を図る。

また、児童生徒自身が学校でインターネット利用のルールを話し合ったり、家庭で保護者とルールを話し合ったりする活動に取り組む。

③ 警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」参照）

ア 警察への相談、通報及び連携における基本的な考え方

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが必要である。

イ 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案では、直ちに警察への相談や通報が必要である。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて負傷させる。

○不同意わいせつ（刑法第 176 条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器、胸、お尻等を触る。

○恐喝（刑法第 249 条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第 235 条）

- ・靴、体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第 261 条）

- ・自転車を壊す。
- ・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第 223 条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第 222 条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第 202 条）

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺する。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真や動画を友達に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真や動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・友達から送られてきた児童ポルノの写真や動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真や動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめ問題に係る家庭等への周知

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談又は通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

④ いじめの対応に関する事項

ア いじめに関する措置

いじめを発見し、又はいじめに関する相談や通報を受けた時は、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ対策組織のメンバーに報告し、速やかに校長

を中心とした組織的な対応につなげ、対応方針を検討しなければならない。

組織で事実確認をする際は、いじめを訴えた児童生徒やその保護者の心情に十分寄り添うことが肝心であり、訴えを正確に把握（いつ、どこで、誰に、どんなことをされたなど）した後、いじめたとされる児童生徒や関係児童生徒に聴き取りやアンケートなど適切な方法で事実確認を行うことが重要である。また、事案によっては、聴き取りやアンケートをどのような方針、内容で実施するのかを、いじめを訴えた児童生徒やその保護者と事前に確認した方が良い場合があることにも留意し対応を進める必要がある。

事実確認の結果、いじめを訴えた児童生徒の苦痛やいじめの行為が明らかになった場合は、組織でいじめと認知した上で、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者への対応（説明の仕方、支援・指導の方針、再発防止策など）を組織で検討し、問題の解決に取り組むことが必要である。また、学校が事実確認をした結果は、速やかに教育委員会まで報告する。

被害児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、今後の対応についての意向を確認する。その後、加害児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、加害児童生徒の保護者には、学校での継続的な指導方針を伝え、再発防止の対応について協力を得るようにする。

いじめの相談や通報を受けてからいじめの解消となるまで、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対して、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する必要がある。特に、いじめが解消（いじめが3か月以上止んでいて、被害児童生徒が苦痛を感じていない場合）していない場合、学校いじめ対策組織において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の状況に合わせた支援を継続するため、支援内容、情報共有の方法、教職員の役割等の内容を含む対応プランを検討し、策定された対応プランは確実に実行する。また、いじめは、単なる謝罪をもって安易に解消とすることはできないので、解消の要件が満たされているか、被害児童生徒の家庭と連携しながら、丁寧に確認することも重要である。

このほか、事実確認の結果、いじめの行為が確認されない場合は、被害を受けたとされた児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、引き続き調査を継続するかも含め、今後学校にどのような対応を希望しているか、意向を確認することが必要である。

また、教職員はいじめに係る情報を「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」などの5W1Hに沿って時系列で正確に記録する必要がある。その際、記録者の推測や主観を交えず事実のみを客観的に記載することが大切である。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本基本方針における、法第28条第1項に規定する重大事態は、次に掲げる事態が発生した又は発生する疑いがあると認めた場合をいうものとする。

① 法第28条第1項第1号に規定する重大事態

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を受けた場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 法第28条第1項第2号に規定する重大事態

- ア 相当期間（年間30日以上）学校を欠席している場合
- イ 児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合であって、学校又は教育委員会において迅速に調査する必要があると判断した場合

(2) 重大事態の対処の流れ

- ① 重大事態の発生又は発生の疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、調査を開始する。
- ② 重大事態の発生を確認した場合、教育委員会は市長に発生報告をする。
- ③ 教育委員会は、重大事態が発生した場合は、その事案の調査主体及びどのような調査組織とするか判断を行う。
- ④ 重大事態に関する調査について、学校において行う場合にあっては学校いじめ対策組織が、教育委員会において行う場合にあっては教育委員会職員等で構成する調査組織又は審議会がその役割を担う。

なお、これらの調査に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 調査は、客観的な事実関係を速やか、かつ正確に把握するための調査とし、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定にあたっては性急な結論を避ける。
- イ 法第23条第2項に基づき、学校として既に調査した事案であっても、重

大事態となった時点で、調査資料の再分析を行い、必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ アンケート等による調査の実施に当たっては、その調査結果を、被害児童生徒やその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

- ⑤ 上記④の調査を行った組織は、明らかになった事実関係を被害児童生徒及びその保護者に提供する。なお、提供に当たっては、適時、適切な方法で経過報告及び結果報告を行うものとする。
- ⑥ 上記④の調査結果は、学校が調査した場合にあっては当該学校から教育委員会を通じて市長へ、教育委員会が調査した場合にあっては教育委員会から市長へ報告する。その際、被害児童生徒又はその保護者が希望したときは、被害児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書を、調査結果に添えるものとする。
- ⑦ 上記⑥の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長部局における附属機関により調査結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。
- ⑧ 再調査の実施主体は、再調査の結果を被害児童生徒及びその保護者に適切に提供する。
- ⑨ 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- ⑩ 再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

（３）教育委員会又は学校における対処

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の趣旨

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生の防止に資するために行うものである。

イ 調査主体

（ア）教育委員会は、その事案の調査主体及び調査組織について判断する。

（イ）従前の経緯や事実、発生した事案の重大さなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合（児童生徒間で被害と加害が錯綜し事実関係を明らかにすることが難しい場合、児童生徒の自殺が疑われる場合など）や、これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と該当児童生徒やその保護者との間に不信感が生まれてしまっていると判断する場合には、教育委員会が調査の主体となることとする。

また、複数の学校が関係する事案においては、特定の学校に連絡調整を任せることで負担が大きくなったり、現場の対応に支障を来したりすることとも考えられるため、教育委員会が中心となって連絡調整を行うとともに、必要に応じて教育委員会が調査の主体となることとする。

（ウ）学校が調査主体となる場合にあっては、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対する必要な指導及び人的措置や必要

に応じて調査に要する費用を含む適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると確認されたときは、当該重大事態に係る調査を実施するため、速やかに、以下の組織を設置する。

ア 学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体とする調査組織。

イ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会職員のほか、必要に応じて、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

また、児童生徒の自殺が疑われる場合のような重大な事案や教育委員会が該当児童生徒やその保護者から信頼されていない場合などは、審議会が調査を行う。審議会の構成員は、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性及び中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 事実関係を明確にするための注意点

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情と、児童生徒の人間関係はどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

イ 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

(ア) 在籍児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査は、被害児童生徒や情報提供をしてくれた児童生徒を守ることが最優先であることを念頭に置いて行う。

(イ) 調査による事実関係を確認するとともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を早期に止めさせる。

(ウ) 被害児童生徒に対し、事情や心情の聴取を行い、被害児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援、学習支援等を行う。

ウ 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合

(ア) 児童生徒の入院や心身の不調、死亡等被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取した上、迅速に調査方法や内容等について協議し、速やかに調査を行う。

(イ) 調査方法については、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査等を基本とし、具体的な事実関係の確認に努める。

エ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、自殺の背景調査を実施することが必要であり、この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条に定める調査に相当することとなる。

- (ア) 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、当該調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望及び意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- (イ) 在籍児童生徒及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した児童生徒がおかれていた状況が、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は、遺族に対して、主体的に在校生へのアンケートや一斉聴き取り調査を含む詳細な調査の実施を提案する。
- (エ) 詳細な調査を実施するに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対し、調査の目的、目標、調査のあり方及び調査結果の公表に関する方針などについて、遺族と合意の上で行う。
- (オ) 背景調査においては、自殺の起きた後の時間的経過等に伴う制約の下で行うこととなることから、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- (カ) 情報発信及び報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した対応が必要であり、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持及び児童生徒の自殺の連鎖の可能性等を踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要であることから、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応するものとする。

オ その他留意事項

- (ア) 法第23条第2項において、「学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずること」とされている。学校において、当該措置を講じた結果、教育委員会又は学校が重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは言えず、その一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。そのため、教育委員会又は学校は、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。
- (イ) 学校いじめ対策組織や教育委員会職員等で構成する調査組織が行った調査結果については、必要に応じて審議会で確認する場合もある。
- (ウ) 事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、積極的な支援を行うものとし、加害児童生徒の出席停止措置の活用、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するものとする。
- (エ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒及び保護者並びに地域にも不安や動揺が広がることや、時には事実に基づかない風評等が流れることなども予想されることから、教育委員会及び学校は、児童生徒及び保護者に対する心のケアに注力し、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

④ 調査結果の提供及び報告

ア 被害児童生徒及びその保護者に対して情報を提供する責任

(ア) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実関係（いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなど）について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

(イ) 情報の提供に当たっては、教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に留意するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

(ウ) 学校が調査を行う際は、教育委員会は、情報提供の内容、方法、時期等について必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会が市長へ報告する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 市長による再調査

ア 法第30条第1項の規定により報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めたときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査を行う。

イ 再調査は、市長の附属機関が行う。

ウ 再調査についても、教育委員会又は学校による調査と同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果の説明に努める。

② 再調査の結果を踏まえた措置

ア 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発

生の防止のために必要な措置を講じる。

イ 必要な措置とは、教育委員会職員の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家の派遣等が考えられることから、これら必要な措置を講じるとともに、必要な予算を確保し、あわせて、児童福祉や青少年健全育成の観点からの必要な措置も講じる。

ウ 再調査を行ったときは、市長はその結果について市議会に報告しなければならない。なお、市議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、附属機関において、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 いじめ防止基本方針の見直し

市教育委員会は、本基本方針を必要に応じて見直しするものとする。また、国及び県基本方針の変更があった場合においても、本基本方針の総点検を行い、必要があるときはその結果に基づき見直すものとする。

【参考】いじめ対策に関する法律や国(文部科学省)の通知

- ・【平成 25 年 6 月 28 日付け通知】
いじめ防止対策推進法の公布について
- ・【平成 25 年 9 月 28 日施行】
いじめ防止対策推進法
- ・【平成 29 年 3 月 16 日付け通知】
「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について
- ・【令和 4 年 12 月 6 日付け通知】
生徒指導提要の改訂について
- ・【令和 5 年 2 月 7 日付け通知】
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について
- ・【令和 6 年 8 月 30 日付け事務連絡】
いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂について